高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第５号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘及び２．⑶４）⑭に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第1項の規定に基づき、公告します。

平成 24 年３月 19 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役会長兼社長　金子　剛一

企画割引「速旅Central Nippon Expressway Pass 2012」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する７日間以内に、⑷に定めるインターチェンジ相互間を通行する普通車のうち、ＥＴＣクレジットカードを使用して通行料金の納付を行おうとする出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、中日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定されたルート（⑷①に定める日本アルプスルート又は⑷②に定める日本海ルートをいう。）に応じて下表に掲げる額とする。

	普　通　車
日本アルプスルート	7,000円
日本海ルート	9,000円

⑶　実施する期間

平成24年３月21日から平成24年６月30日まで。

⑷　適用インターチェンジ

①　日本アルプスルート

中央自動車道西宮線の岡谷ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから一宮ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから豊科インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから白川郷インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから東海インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、本郷インターチェンジ及び名古屋インターチェンジ、一般国道475号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ並びに一般国道158号（中部縦貫自動車道（安房峠道路））。

②　日本海ルート

中央自動車道西宮線の土岐ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから彦根インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の豊田ジャンクションから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから小矢部砺波ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、第二東海自動車道横浜名古屋線の豊田東ジャンクションから東海インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、北陸自動車道の米原ジャンクションから小矢部砺波ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、近畿自動車道名古屋亀山線の名古屋南ジャンクションから名古屋西ジャンクションまでの間の各インターチェンジ、本郷インターチェンジ及び名古屋インターチェンジ並びに一般国道４７５号（東海環状自動車道）の豊田東ジャンクションから関広見インターチェンジまでの間の各インターチェンジ。

⑸　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、ＥＴＣ前納割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してこれらの割引を適用する。

弁理士登録公告

平成24年２月29日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　　録

月　日	登録番号	氏　名

新規登録なし

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成23年10月18日	07175	斉藤　武彦	死亡抹消
平成24年１月16日	06841	水田　一孝	〃
平成24年２月24日	08592	内藤　義三	申請抹消

弁理士数　9,141名
（平成24年２月29日現在）

平成 24 年３月 19 日　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成24年２月29日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　　記

月　日	登録番号	氏　名
２月29日	16046	中村有希子
２月29日	16360	金井　淳一
２月29日	16804	小淵　景太

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,721名
（平成24年２月29日現在）

平成 24 年３月 19 日　日本弁理士会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳位の男性、身長172㎝、上衣は紺色フルジップジャンパー、下衣は紺色作業ズボン着用

上記の者は、平成24年１月25日午前10時30分、春日部市増戸76番地３番地において発見されました。死因は不詳、推定死亡日時は平成24年１月上旬です。

遺体は火葬に付し遺骨は保管してありますのでお心当たりの方は当市福祉健康部社会福祉課まで申し出てください。

平成 24 年３月 19 日

埼玉県　春日部市長　石川　良三

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢20～35歳位の推定男性、身長160～165㎝位、作業着ジャンパー、フード付きジャンパー、半袖ポロシャツ、作業ズボン、白色スニーカー着用、所持品は、緑色キーホルダー付き鍵等

上記の者は、平成23年11月25日午後２時50分頃、神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷391番地の１盟和工業から北東方向へ約200ｍの山林内で発見された。遺体は火葬に付し、遺骨は清川村宮ヶ瀬霊園に保管していますので、心当たりの方は当村保健福祉課まで申し出て下さい。

平成 24 年３月 19 日

神奈川県　愛甲郡清川村長　大矢　明夫